

令和5年6月16日

令和5年第6回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年6月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭	4番	隅 ふじ江
5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎	7番	上尾 家隆
8番	藤本 哲	9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美
11番	塚田 由美子	13番	林 聖文	14番	藤村 浩司
15番	刀祢明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

1番	小林 増次	12番	原田 孝親
----	-------	-----	-------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

次 長	後 詳子	事務局	木村 吉秀
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	木村 茂泰
錦支所	香西 和久		

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

14番	藤村 浩司	15番	刀祢明 薫
-----	-------	-----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 農地埋立届
- 7 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、14番藤村 浩司委員と15番刀祢明 薫委員を指名いたします。よろしくお祈いします。

「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番につきましては、10番委員が、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

< ■ 委員 退出 >

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、1,086 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡し人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明を行います。

申請地は南岩国町の中央図書館の北側に約2km地点の住宅地の真っ只中の農地です。

譲渡人は、相続で兄弟3人の共有名義で取得していた農地でしたが、遠距離に住まいしているおよび高齢のため、管理、通作ができず譲受人に託すことにしたものです。譲受人は、農地に隣接して住まいし、申請地を以前より耕作しておりました。なお、譲渡人と譲受人の関係は兄弟の関係です。

5月24日、事務局と現地調査を行いました。申請地は、果樹栽培とその

中に一部畑作が行われておりました。周辺住宅と農地は隣接しておりますが適度に間隔が保たれており、また果樹も樹高が高いものはなく、排水については農業用水の引き込みは全くなく、雨水は側面の排水路に排水されておりました。その他、特に周辺への影響はありません。申請地の中の住宅の延長や倉庫部分が含まれておりましたが、今回分筆して、農地だけに整理されておりました。分筆したところは、報告第7号の現況報告のところにあるかと思えます。

果樹栽培は、農地面積にしては経営に資するものは全くなく、自家栽培に思われます。ただ農地には違いなく周辺への影響もなく3条許可は適当と思われます。なお、そのほか畑の中に庭木に類するものも混植されていました。早期に伐採するように指導いたしました。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

それでは、10番()委員は、入場してください。

< 委員 入場 >

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田および畑。現況、畑。面積は、300㎡ほか1筆、合計381㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明を行います。

申請地は、北河内出張所から北東へ直線で約2.7kmに位置する農地です。

譲渡人は、現在、申請地周辺以外に住居を構えており、申請地やその周辺地の管理が年齢的にも厳しくなってきたため以前から一体の土地を手放したいと考えており、空き家バンクに登録していたとのことです。譲受人は、新たに新居を購入したいと考えていたところ、空き家バンクに登録されていた物件を見つけ、それに紐づけされた本申請地を一緒に購入し、新たに農業を始めることとして、今回申請があったものです。譲受後は、畑として玉ねぎやじゃがいも等を自家消費用の野菜を栽培するとのことです。

5月19日に、事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。現地は空き家バンクに登録された住宅の道路を挟んだすぐ向かいの土地で耕作に便利な場所です。周辺農地への影響もなく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、204㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は周東総合支所より南南東へ約2kmに位置します。

譲受人は、鉄工所を営む夫ともに長年水稻、野菜を耕作し、経営しております。自宅すぐ近くにある申請地を地主不明のまま維持管理してきて、土地等を整理したいと思い相続人等に当たってきたところこのたび判明したため、入手を申し入れたものです。図面の囲っている左側の上、北側の上のところが購入しようとしている譲受人の家です。囲っているところが今まで放置していたところを維持管理は譲受人が今までしてきたということで、その周りにある農地は自作地、家の真ん前の田んぼもその南の田んぼも自作地なんです。譲渡人は相続したものの県外に居住しており、耕作できないため申し入れに応じたものです。譲受人は、許可後野菜を植え、規模拡大をするという希望です。

5月23日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,211㎡ほか1筆、合計2,311㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡し人の経営規模の縮小です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明いたします。

申請地は周東総合支所より南南東へ約1.8kmに位置します。

譲渡人は、市外に居住し、長い間申請地近くの担い手に耕作してもらっていましたが、この度返却され、耕作者を探しておりましたが、見つからず知人である譲受人に相談したところ規模拡大を図りたいと応じられたものです。

5月23日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、何ら問題はないと思われいます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,450㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

申請地は、周東総合支所日向より南西に約1.3kmに位置する農地です。

譲渡人と譲受人は、親子の関係でございます。譲渡人は、高齢で耕作が困難なので仕方なく休耕にしておりました。譲受人は、規模拡大して売り上げを上げたいと考えておりました。そこで、譲渡人と話し合い、休耕した農地があるので贈与を受けて、水稻を作付けすることにしました。現在農地は、草が生えていますが少しでも手を加えて耕作すれば水稻を作付けする農地になると思います。農機具等は、一式保有しているので問題ありません。家族が協力しあって耕作するそうです。

5月19日に支所の担当職員と現地で調査項目に従い、調査をいたしました。

たが、問題はないと思われます。どうかご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,060 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

周東総合支所より北東へ約9.58kmの土地になります。

5月17日に支所担当、行政書士とで現地調査に入りました。

譲渡人は、遠方でもあり高齢で譲受人に前から申し出があったとのことです。実家のすぐ近くの農地で、4月に父親が亡くなられ、以前にもましてより実家に寄り添うこととなりました。また子どもさんが女性ですが、農業が大好きということで仕事の休みを中心に草刈り、牛飼いの手伝いをされている状態です。

調査の結果、何ら問題はないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 3 番

田んぼとなっておりますが、営農計画はどういう形でなっておりますでしょうか。現況が田んぼで、畑にして田んぼで使えるのですか。

第 13 番

はい。使えます。

第 3 番

そうなんですね。

議 長

よろしいですか。

そのほかにご意見ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、994㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、特定建築条件付売買予定地です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。

申請地につきましては、由宇総合支所より北西へ約600mの場所に位置する農業振興地域内の農用地区外の第2種農地です。

譲渡人は、令和3年7月相続により当該農地を取得いたしましたが、遠方に居住しており、農地の維持管理に苦慮していたところ、譲受人から転用の申し出を受け売却することとしたものです。一方譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺は居住環境に恵まれ、住宅の需要が見込まれることから宅地造成を計画したものです。

5月30日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画の確認をいたしましたが、周辺農地に影響もなく5条許可は適当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,133㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、玖珂支所奏より南南西に約 320mのところに位置しています。

譲受人は、今回■■■■を移転改築した関係で駐車場に不足をきたしているということです。現在、■■■■の南側に 23 台分を確保していますが、その東側に新たに 36 台分の駐車場を確保するということです。譲受人は、理事長であり、申請地を取得後は当■■■■に貸し付けるとのことです。譲渡人は、7 名により相続したがどなたも耕作しておらず、今回要望に応じて譲り渡すことにしたということです

5 月 30 日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3 番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、293 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第 3 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、玖珂支所奏より南東に約 250mのところに位置しています。

譲受人は、現在借家に住んでいますが、手狭なために申請に家屋の建築をするということです。譲受人の下の欄の持ち分 100 分 1 の方が父親です。譲渡人は遠方に住んでいるために耕作ができないので隣接の宅地とともに譲り渡したいということです。

5 月 30 日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、1,292㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場及び資材置場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は周東総合支所から南へ約2.6kmに位置します。

譲渡人は、相続により申請地を入手したものの荒廃地化した土地を維持管理等持て余しておりました。譲受人は、隣接地で廃棄物処理業を営んでおり、事業拡大から譲渡人に申し出て希望に応じたものです。許可後は、駐車場、ドラム缶やパレット置き場として利用する予定です。周辺農地への影響はないものと思います。

5月23日に支所担当者と調査項目に従い、調査を行いました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は443㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、家財置場および貸資材置場・貸駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東に約5km、県道大竹美和線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、家財置場、資材置場を探していたところ、知人である譲渡人に相談したところ無償にて土地を取得できることになったとのこと。譲渡人は、遠方に生活の拠点があり申請地については、農地として利用しておらず、今後も耕作を再開する計画もないということなので知人である譲受人に相談したところ話がまとまったとのこと。

5月26日に事務局ともに調査項目と照らし合わせ、現地調査を行ったところいずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第27号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

農地利用最適化推進委員につきましては、4月総会において第26区委員の退任をご報告させていただきましたが、その後、市のホームページにおいて推進委員の募集等を行った結果、議案に記載のとおり応募がありましたので、委嘱してよろしいかお伺いします。

応募者は「岡村 正樹」さんです。直接の農業経営はされておられませんが、旧周東町役場で農政関係の部署も経験され、農業の状況についての見識も有されています。また、応募の理由は、「地域の農業振興のため貢献したい」とのことです。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第27号を承認することを決定します。
以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、270㎡ほか1筆、合計336㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、雑種地。面積は、475㎡のうち、54㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、326㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場及び資材置き場の設置です。農地区分は、市街化区域です。

ほか6件、合計7件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 本郷地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,878

m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上、1件の通知がありました。

議長 報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 玖珂地区
報告年月日は、令和5年5月8日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上、1件の提出がありました。

議長 報告第6号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 周東地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,129 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造成です。

以上、1件の届出がありました。

議長 報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

- ・農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて
- ・7月総会後の意見交換会について
- ・農地利用状況調査事前説明会について
- ・タブレットについて

議長 では、本日、耕作放棄地等の調査を由宇地区で私と片山職務代理、および由宇地区の担当の森川委員とで行います。「横道集会所」に、午後2時集合としますので、よろしくお願ひします。

次回総会は、7月14日(金)午前10時から岩国市民文化会館第1研修室の予定です。よろしくお願ひします。

これで本日の総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年7月14日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前11時10分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 刀祢明 薫

署名委員 藤村浩司